

ID: 194

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	監督処分		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町都市公園条例 第12条（第20条において準用する場合を含む。）		
<b>例規番号</b>	昭和59年 条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (監督処分)                  第十二条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者                  二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者                  三 偽り、その他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合                  二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合                  三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日